

# 資料 5

## ○ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

平成 27 年 3 月 27 日

条例第 20 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日 条例第 7 号

### (設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に関し必要な事項を調査及び審議するため、ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務について、必要な事項を調査及び審議する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の成果の検証に関すること。
- (3) 総合戦略の見直しに関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が総合戦略について必要と認める事務に関すること。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市政に関する知識又は経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説

明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営戦略室において処理する。

(平28条例7・一部改正)

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成28年条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。